

湖西市指定居宅介護支援事業者の指定等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定居宅介護支援事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第 2 条 法第 79 条第 1 項の申請は、指定居宅介護支援事業者指定申請書（様式第 1 号）により行うものとする。

2 法第 79 条第 1 項の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

(指定の更新の申請)

第 3 条 法第 79 条の 2 第 1 項の更新の申請は、指定居宅介護支援事業者指定更新申請書（様式第 2 号）により行うものとする。

(変更の届出等)

第 4 条 法第 82 条の規定による届出は、施行規則第 132 条第 1 項に掲げる事項の変更に係るものにあつては変更届出書（様式第 3 号）により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては廃止（休止、再開）届出書（様式第 4 号）により、それぞれ行うものとする。

(事業者情報の提供)

第 5 条 市長は、前 3 条の規定による指定、指定の更新又は届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の住所、氏名、生年月日及び職名
- (3) 指定年月日及び指定更新年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 事業所の管理者の住所、氏名及び生年月日
- (6) 運営規程

- (7) 介護保険事業所番号
 - (8) 役員の住所、氏名及び生年月日
 - (9) 介護支援専門員の氏名及び登録番号
- (公示)

第6条 法第85条の規定による公示は、同条各号の措置に係る事業所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 介護保険事業所番号
- (2) 当該指定居宅介護支援事業者の名称
- (3) 当該指定に係る事業所の名称及び所在地
- (4) 指定をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は指定を取り消した場合にあっては、その年月日
- (5) 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間
- (6) サービスの種類

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、指定居宅介護支援事業者の指定等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。